

議案第112号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 療育センターひなぎく（第22条—第24条）</u></p> <p><u>第5章 障害者福祉施設みのり園（第25条—第30条）</u></p> <p>第6章 補則（第31条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（名称及び位置等）</p> <p>第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育センターさくら草</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育センターひなぎく</td> <td style="text-align: center;">さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 療育センターひなぎくに相談・検査施設を置く。</p>	名称	位置	[略]		療育センターさくら草	[略]	療育センターひなぎく	さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 障害者福祉施設みのり園（<u>第22条—第27条</u>）</p> <p>第5章 補則（<u>第28条—第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（名称及び位置等）</p> <p>第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育センターさくら草</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	名称	位置	[略]		療育センターさくら草	[略]
名称	位置														
[略]															
療育センターさくら草	[略]														
療育センターひなぎく	さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号														
名称	位置														
[略]															
療育センターさくら草	[略]														

第4章 療育センターひなぎく

(業務)

第22条 療育センターひなぎくに置く相談・検査施設（以下この章において「施設」という。）は、障害児のために第5条各号に掲げる業務を行う。

(診療科目)

第23条 施設における診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児科
- (2) 整形外科
- (3) リハビリテーション科

(準用)

第24条 第7条から第9条までの規定は、施設について準用する。

第5章 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

(利用の許可の取消し等)

第29条 市長は、第27条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1)～(4) [略]

第30条 [略]

第6章 [略]

第31条 [略]

(指定管理者による管理)

第32条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

第4章 [略]

第22条 [略]

第23条 [略]

第24条 [略]

第25条 [略]

(利用の許可の取消し等)

第26条 市長は、第24条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1)～(4) [略]

第27条 [略]

第5章 [略]

第28条 [略]

(指定管理者による管理)

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

<p>(1) <u>第25条第4号</u>に規定する業務</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第25条第1号から第3号まで</u>に規定する業務</p> <p>(2) <u>第27条</u>の規定により、みのり園の利用の許可をすること。</p> <p>(3) <u>第28条</u>の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。</p> <p>(4) <u>第29条</u>の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第33条</u> この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草、療育センターひなぎく及びみのり園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1) <u>第22条第4号</u>に規定する業務</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>第22条第1号から第3号まで</u>に規定する業務</p> <p>(2) <u>第24条</u>の規定により、みのり園の利用の許可をすること。</p> <p>(3) <u>第25条</u>の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。</p> <p>(4) <u>第26条</u>の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。